第四条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「、第三項各号及び第四項各号」を「及び第三項各号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項を同条第七項とし、同条第九項中「、第三項各号及び第四項各号」を「第三項各号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項を同条第九項とする。

第五条中第三項及び第四項を削り、第五項を第三項とする。

第六条第二項及び第七条中「経済産業大臣及び原子力規制委員会」を「原子力規制委員会及び経済産業大臣」に改める。

第十一条第一項ただし書を削り、同項に次の一号を加える。

五　当該事業用電気工作物に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可の申請又は原子炉等規制法第四十三条の三の十第一項の届出をした場合は、その年月日を記載した書類

第十一条第二項中「取り替え、修理又は」を削り、同条第四項中「二通」を「一通」に改める。

第十二条第二項中「二通」を「一通」に改める。

第十三条第一項第一号及び第二号中「設置又は」を削る。

第十四条第一項ただし書を削り、同項に次の一号を加える。

五　当該事業用電気工作物に係る原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可の申請又は原子炉等規制法第四十三条の三の十第一項の届出をした場合は、その年月日を記載した書類

第十四条第三項中「取替え、修理又は」を削り、同条第五項中「二通」を「一通」に改める。

第十五条中「経済産業大臣及び原子力規制委員会」を「原子力規制委員会及び経済産業大臣」に、「事業用電気工作物の型式、設計等」を「次のいずれかに掲げる事項」に、「若しくは第二項の規定」を「の規定」に改め、同条に次の二号を加える。

一　当該事業用電気工作物に係る原子炉等規制法第四十三条の三の九第一項若しくは第二項の認可の申請又は原子炉等規制法第四十三条の三の十第一項の届出の有無

二　事業用電気工作物の型式、設計等

第十七条中「（法第四十九条第三項の規定に基づき独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「機構」という。）が使用前検査に関する事務の一部を行う場合にあっては、機構の検査員（法第百四条の三の資格を有する者をいう。以下同じ。）」を削る。

第十八条第一号、第三号及び第四号中「経済産業大臣及び原子力規制委員会」を「原子力規制委員会」に改める。

第二十条第一項中「経済産業大臣及び原子力規制委員会」を「原子力規制委員会及び経済産業大臣」に改め、「（法第四十九条第三項の規定により機構が行う検査に関する事務の一部に係るものを除く。）」を削り、第二項から第四項までを削る。

第二十一条中「経済産業大臣及び原子力規制委員会」を「原子力規制委員会及び経済産業大臣」に改める。

第二十三条から第三十五条までを次のように改める。

第二十三条から第三十五条まで　削除

第三十六条第一号中「（第三十八条第一号に規定する容器を除く。）」及び「（同条第二号に規定する部分及び同条第三号に規定する管を除く。）」を削り、同条第二号中「燃料燃焼設備」を「燃料設備」に改める。

第三十八条から第四十条までを次のように改める。

第三十八条から第四十条まで　削除

第四十一条第一号及び第二号中「経済産業大臣及び原子力規制委員会」を「原子力規制委員会及び経済産業大臣」に改める。

第四十二条から第四十六条までを次のように改める。

第四十二条から第四十六条まで　削除

第五十二条から第五十八条までを次のように改める。

第五十二条から第五十八条まで　削除

第六十条から第六十七条までを次のように改める。

第六十条から第六十七条まで　削除

様式第二中「氏名（名称及び代表者の氏名）」を「氏名（名称及び代表者の氏名）㊞」に改める。

様式第七表中

工事の計画の変更の内容
工事の計画の変更の内容
原子炉等規制法第43条の3の9第6項の規定による届出をした場合は、その年月日

を

に改める。

様式第九表中

使用開始予定年月日
使用開始予定年月日
原子炉等規制法第43条の3の11第1項の検査のための申請をした場合は、その年月日

を

に改める。

様式第十の表中「試用期間」を「使用期間」に、

（試験）使用の方法
（試験）使用の方法
実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第22条第1項の規定による申請書の提出をした場合はその年月日

を

に改める。